

令和5年4月20日
人形峠環境技術センター

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定に係る変更認可申請」に関する核物質防護規定及び保障措置への影響について

人形峠環境技術センター 核燃料物質加工施設保安規定に係る変更認可申請に関する核物質防護規定（以下「PP 規定」という。）及び保障措置への影響の有無について確認した結果を以下に示す。

1. 申請の概要

- 施設管理の実施に必要な事項の明確化及び保全活動の実績を踏まえた変更
- 管理区域内において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）の取扱いを行う職位に廃止措置推進課長及び安全管理課長を追加して円滑な業務運営を図る。
- 放射線業務従事者に係る外部被ばく線量の測定について、公益財団法人日本適合性認定協会による ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託することから、当該測定に用いる放射線測定機器の管理を変更するため。
- 管理区域外において、管理区域を設定する必要があるおそれがあると認めた場合において一時管理区域を設定すること等を明確にし、一時管理区域に関する条文の充実を図るため。
- センターの品質マネジメントシステム文書（二次文書）の識別をより確実にするために文書番号の付番を統一するため。
- その他記載の適正化を図るため。

2. PP 規定及び保障措置への影響

- PP 規定：影響なし
（理由）今回の申請に伴う核物質防護措置に関する運用等の変更はないため、PP 規定への影響はない。
- 保障措置：影響なし
（理由）・既定の査察実施に支障なし ・監視カメラの視覚障害なし
・監視カメラの移設不要 ・環境サンプリングに支障なし
・保障措置実施手順書の履行に支障なし ・入域制限措置不要
・DIQ の変更不要 ・計量管理規定の履行に支障なし

以 上